

## 指定介護予防支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団満寿会が開設する鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、社会福祉士、介護支援専門員その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 担当職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護老人保険施設、医療機関、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

7 事業の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (センターの名称及び所在地)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん

(2) 所在地 鶴ヶ島市上広谷5番地1 プラザイン上広谷1階

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、経験ある看護師兼務）  
管理者は、担当職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員  
保健師（または経験ある看護師） 1名以上（常勤）  
社会福祉士 1名以上（常勤）  
主任介護支援専門員 1名以上（常勤）  
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時40分から午後5時25分とする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所  
センターの相談室及び利用者が希望する居宅等の場所とする。
- (2) サービス担当者会議の開催場所  
利用者が希望する居宅やセンターの相談室等の場所とする。
- (3) 利用者の居宅への訪問  
次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。  
ア アセスメントを実施するとき  
イ サービスの提供を開始した月から起算して3箇月に1回以上  
ウ サービスの評価期間が終了する月  
エ 利用者の状況に著しい変化があったとき
- (4) 介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）  
3箇月に1回以上モニタリングを行い、その結果を記録する。

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法的代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、次に掲げる地域とする。

上広谷及び若葉二丁目の一部（上広谷第一東南・上広谷第一西・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域）、五味ヶ谷、富士見

（事故発生時の対応）

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、鶴ヶ島市・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情対応）

第11条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（秘密の保持）

第12条 担当職員は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持するものとする。

2 センターは、担当職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務の委託）

第13条 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

（その他の運営に関する留意事項）

第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団満寿会理事長と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年3月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年5月1日より施行する。

この規程は、平成23年7月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年2月1日より施行する。